

第61回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2021年6月29日 (火曜日)
午前10時

場所

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト22階
会議室 (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

議決権行使期限

2021年6月28日 (月曜日)
午後5時30分まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
事業報告	8
連結計算書類	22
計算書類	33
監査報告書	43

目的 事項

報告事項

1. 第61期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役 1名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点および株主総会会場にご来場される株主様と、ご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、**株主総会にご出席の株主様へお土産はご用意しておりません。**
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 6023

2021年6月8日

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
ダイハツディーゼル株式会社
取締役社長 堀田佳伸

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに到着するように、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第61期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.dhtd.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円
総額476,385,975円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日
2. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 200,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	再任 きのした しげき 木下茂樹	代表取締役 取締役会長	14回/14回 (100%)
2	再任 ほった よしのぶ 堀田佳伸	代表取締役 取締役社長	14回/14回 (100%)
3	再任 みずしな たかし 水科隆志	取締役常務執行役員 管理統括本部長 経営企画室、ICT推進室、監査室 担当	14回/14回 (100%)
4	再任 なんば しんいち 難波伸一	取締役常務執行役員 守山事業所長、技術統括本部長 品質保証室、アルミホイール部 担当	14回/14回 (100%)
5	再任 さなが としき 佐長利記	取締役常務執行役員 営業統括本部長	11回/11回 (100%)
6	新任 みよし ともひろ 三好朋宏	常務執行役員 生産購買統括本部長	—
7	再任 社外 独立 つだ たもん 津田多聞	取締役	14回/14回 (100%)
8	再任 社外 独立 こまつ かずお 小松一雄	取締役	14回/14回 (100%)
9	再任 社外 独立 あめの ひろこ 餞野仁子	取締役	10回/11回 (91%)
10	新任 社外 まつした のりよし 松下範至	監査役	14回/14回 (100%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	きのした しげ き 木下茂樹 (1954年10月28日生)	取締役会長 (代表取締役)	1977年4月 当社入社 2012年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務取締役 2014年6月 当社専務取締役 2016年6月 当社取締役社長 2020年6月 当社取締役会長 (現職)	52,200株
2	ほつた よし のぶ 堀田佳伸 (1966年1月30日生)	取締役社長 (代表取締役)	1988年4月 当社入社 2017年6月 当社取締役 2018年6月 当社取締役常務執行役員 2019年6月 当社取締役副社長 2020年6月 当社取締役社長 (現職) (重要な兼職の状況) ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長	49,300株
3	みずしな たか し 水科隆志 (1970年4月13日生)	取締役 常務執行役員 [担当] 管理統括本部長 経営企画室、ICT推進室、監査室 担当	1994年4月 当社入社 2019年6月 当社取締役常務執行役員 (現職) (重要な兼職の状況) ディーエス商事(株) 代表取締役社長	22,000株
4	なんば しん いち 難波伸一 (1961年4月19日生)	取締役 常務執行役員 [担当] 守山事業所長、 技術統括本部長 品質保証室、アルミホイール部 担当	1984年4月 ダイハツ工業(株)入社 2008年1月 同社第2エンジン部第22エンジン室長 2011年1月 同社BR・SP部主査 2018年1月 同社エンジン開発部第2エンジン開発室E・C・E 2019年1月 同社DNGAユニットパワートレーン開発本部E・C・E 2019年6月 当社取締役常務執行役員 (現職)	21,500株
5	さなが とし き 佐長利記 (1970年1月22日生)	取締役 常務執行役員 [担当] 営業統括本部長	1993年4月 当社入社 2020年6月 当社取締役常務執行役員 (現職)	14,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6 ※	み よし とも ひろ 三 好 朋 宏 (1969年11月2日生)	常務執行役員 [担当] 生産購買統括本部長	1996年4月 当社入社 2015年3月 ダイハツディーゼルヨーロッパ社長 2018年3月 当社CS推進事業部グローバル部品部長 2019年3月 当社管理統括本部経営企画室長 2021年3月 当社生産購買統括本部長(現職)	3,000株
7	つ だ た もん 津 田 多 聞 (1952年12月19日生)	取締役	1975年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 1981年10月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1985年3月 公認会計士登録 2000年11月 監査法人 太田昭和センチュリー(現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2012年7月 津田公認会計士事務所代表(現職) 2014年6月 タツタ電線(株) 社外取締役(現職) 2014年6月 新田ゼラチン(株) 社外監査役(現職) 2015年6月 (株)テクノアソシエ 社外取締役(現職) 2015年6月 当社社外取締役(現職) (重要な兼職の状況) 津田公認会計士事務所 代表	0株
8	こ まつ かず お 小 松 一 雄 (1949年11月29日生)	取締役	1975年4月 神戸地方裁判所判事補 2007年7月 長崎家庭裁判所長 2009年3月 大阪高等裁判所判事部総括 2015年4月 大阪地方・簡易裁判所民事調停委員(現職) 2015年8月 弁護士登録 北浜法律事務所入所(現職) 2016年6月 当社社外取締役(現職)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	あめのひろこ 飴野仁子 (1971年8月10日生)	取締役	2004年4月 西南学院大学商学部専任講師 2005年4月 西南学院大学商学部助教授 2007年4月 関西大学商学部准教授 2011年6月 センコー(株) (現センコーグループホールディングス(株)) 社外取締役 (現職) 2012年4月 関西大学商学部教授 (現職) 2020年6月 当社社外取締役 (現職)	0株
10 ※	まつしたのりよし 松下範至 (1956年4月21日生)	監査役	1979年4月 ダイハツ工業(株)入社 2007年6月 同社執行役員 2009年6月 明石機械工業(株)取締役副社長 2011年6月 同社取締役社長 2016年4月 ダイハツ工業(株)取締役専務執行役員 2016年6月 当社社外監査役 (現職)	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 津田多聞氏、小松一雄氏、飴野仁子氏および松下範至氏は社外取締役候補者であります。なお、津田多聞氏、小松一雄氏および飴野仁子氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 津田多聞氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公認会計士としての専門的な知見をいかし、主に財務の観点から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役ならびに社外監査役として会社経営に関与されており、公認会計士としての専門的見地から経営に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。
 5. 津田多聞氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
 6. 小松一雄氏につきましては、判事および弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見をいかし、主に法的な観点から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。
 7. 小松一雄氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
 8. 飴野仁子氏につきましては、大学教授として高い見識と社会・経済に豊富な経験を有しており、当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社取締役会において、専門的かつ多角的な観点からの助言を行っており、当社の経営全般の監督機能強化に貢献していることを踏まえ、選任後は主に高度な知見や学術面から引き続き経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役として会社経営に関与されており、職務を適切に遂行することができ、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案したためであります。
 9. 飴野仁子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
 10. 松下範至氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知見を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は当社での監査役としての経験に加え、長年企業経営に携わることで培われた専門知識と高い見識の観点から経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。
 11. 松下範至氏は現在当社の社外監査役であり、本定時株主総会の終結の時をもって就任期間5年となります。
 12. 責任限定契約の内容及び概要について
 当社は、津田多聞氏、小松一雄氏および飴野仁子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

す。また、松下範至氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

13. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松下範至氏が辞任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役松下範至氏の任期が満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
もりもとくにひろ 森本国浩 (1965年7月5日生)	1988年4月 ダイハツ工業(株)入社 2017年4月 同社執行役員 CS本部担当 2019年1月 同社幹部職 海外事業本部長、カスタマーサービ ス本部 副本部長 2021年1月 同社幹部職 カスタマーサービス本部長 (現職)	0株

(注) 1. 森本国浩氏は新任の社外監査役候補者であります。

2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 森本国浩氏につきましては、ダイハツ工業株式会社の要職を歴任して培ってこられた経験をいかし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 責任限定契約の内容と概要について

候補者森本国浩氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

候補者森本国浩氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業収益や雇用環境の悪化等もあり、厳しい状況で推移いたしました。感染拡大防止と経済活動の両立を図るなか、一部持ち直しの動きが見られたものの、再び感染拡大が懸念される等、収束の見通しが立たない状況となっております。また、世界経済におきましても、経済活動の制限緩和やワクチン接種等には地域差があり、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主要な販売先である造船・海運業界につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による移動制限や、船主等による新造船建造の投資抑制を背景に、2020年の世界の新造船竣工量は5,822万総トンと前年比で12.2%の減少となり、新造船受注量は、3,336万総トンと前年比で24.2%の減少となりました。国有海運会社や政府系金融機関による需要の下支えがみられた中国を除き、新造船建造の需要は低迷が続いております。

このような企業環境下、当社グループでは、各国での営業活動制限のもと、オンラインによる商談や立会等の営業体制を整備し、受注獲得に努めてまいりました。また、国内造船所による納期調整のなか、在庫管理の強化と生産効率の向上に努めてまいりましたが、当連結会計年度における連結売上高は56,745百万円（前期比5.6%減）となり、利益面におきましては、営業利益は994百万円（前期比62.8%減）、経常利益は1,149百万円（前期比60.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は712百万円（前期比64.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度の当社および連結グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

<内燃機関部門>

イ) 船用機関関連

機関売上では防衛省向けが寄与したものの、商用向けが減少したことに加え、メンテナンス関連の売上が減少したこと等により、売上高は44,573百万円（前期比6.6%減）、セグメント利益は3,259百万円（前期比16.3%減）となりました。

ロ) 陸用機関関連

機関売上が減少したことに加え、一部の物件におきまして性能維持に係る外注費等が増加したこと等により、売上高は8,567百万円（前期比9.5%減）、セグメント損失は697百万円（前期は684百万円のセグメント利益）となりました。

従いまして、当部門の売上高は53,140百万円（前期比7.1%減）、セグメント利益は2,561百万円（前期比44.1%減）となりました。

<その他の部門>

イ) 産業機器関連

アルミホイール部門に関しましては、販売数の増加により売上高、セグメント利益とも増加となりました。

ロ) 不動産賃貸関連

不動産賃貸関連に関しましては、売上高は微減となり、セグメント利益は減少となりました。

ハ) 売電関連

売電関連に関しましては、売上高は微減となり、セグメント利益は微増となりました。

二) 精密部品関連

精密部品関連に関しましては、売上高は増加となり、セグメント利益は減少となりました。

従いまして、当部門の売上高は3,605百万円（前期比25.3%増）、セグメント利益は557百万円（前期比35.5%増）となりました。

当社グループは、お客様のニーズにお応えするとともに、持続可能な成長を実現するため、2020年4月1日～2023年3月31日を実行期間とする中期経営計画に掲げた以下4つの重点取組事項を推進しております。

1. 新商品の市場投入による販売領域拡大・シェアアップ
2. 次世代エネルギーを視野に入れた技術開発
3. 生産拠点の生産効率の向上
4. 強固な収益基盤の確立とE S G経営の実践

温室効果ガス削減という大きな目標に取り組み、L N Gと重油を切り替えて使用できるデュアルフューエル機関を開発し4形式にラインアップしております。この技術により、船用分野では環境負荷低減や燃料価格の変動等に対応し、陸用分野では、自家用発電設備として災害、B C P（事業継続計画）を支える重要な役割の一端を担っております。

また、次世代燃料と化石燃料を混合させた燃料についても、すでに開発を進めており、既存のディーゼルエンジンを、大幅な改造無しに使用できるカーボンニュートラルなバイオ燃料の耐久評価も行っております。

加えて、海上輸送の効率化を目的とする船舶の大型化を見据えて新設した姫路工場を2018年に操業いたしました。中小型機関の製造を担う守山工場と姫路工場の2拠点体制により、生産効率の向上に努めてまいります。

今後もサステナブルな企業であり続けるため、E S Gを経営の中核に据えた事業運営への展開を図ってまいります。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

期別 部門	第60期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第61期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	前 期 比 増減 (△) 額
内 燃 機 関 部 門			
舶 用 機 関 関 連	47,739	44,573	△3,166
陸 用 機 関 関 連	9,470	8,567	△902
計	57,210	53,140	△4,069
そ の 他 の 部 門	2,876	3,605	728
合 計	60,087	56,745	△3,341

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,949百万円であります。その主な内容は、加工能力増強のための複合加工機等の導入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

2020年度は、3か年の中期経営計画の初年度として、これまでに再構築した収益基盤をもとに成長戦略を目論むなか、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社を取り巻く環境が一変する事態となりました。

ロックダウンや移動制限により、当社グループのメンテナンス関連事業が苦戦したことに加え、新造船の受注量、造船所の手持ち工事量の落ち込みにより機関販売も低迷しました。

しかし、その中でも周辺機器であるSCR（選択触媒還元脱硝装置）や艦艇事業など、新たな商品、事業の伸びが奏功し、機関やメンテナンス関連の落ち込みを抑えることができました。

今年度においても、新造船の投資抑制傾向は続き、受注量、建造量ともに全体としてコロナ禍以前の水準には戻らないのが市場予測です。

しかしながら、コンテナ船は、巣ごもり需要関連品目の流通量拡大を背景に、受注の伸びが見込まれています。この状況を受け、姫路工場でのコンテナ船向け大型補機関の増産を計画しています。これも、これまでに構築した収益基盤の効果であるといえます。

また、当社グループは、中国でのライセンスビジネスを通じて、今後市場拡大が期待される中国でのダイハツブランドシェア拡大に向け、安慶中船柴油机有限公司、陝西柴油机重工有限公司との業務提携を深化させています。

新型コロナウイルス感染症は、後戻りできない社会変化をもたらしました。この感染症から得られた教訓は、世界の気候変動が私たちの大きな脅威として、正面から向き合ってい

なければならない課題であるということです。

当社グループは、開発、生産、販売の各プロセスを通じ、この課題に取り組んでまいります。

第一に、開発面では、LNGと重油を切り替えて使用できるデュアルフューエル機関を開発し4形式をラインアップしています。この技術により船舶では環境負荷低減に対応し、陸上では豪雨による水害等が多発するなか、BCP（事業継続計画）を支える重要な自家発電設備として、社会の安心、安全に寄与しています。さらに、次世代燃料として、水素やアンモニアなどゼロカーボン燃料を使用する機関の開発も進行中です。

第二に、生産面では、工場から排出されるCO₂削減に向けて、設備の省電力化、機関の試運転時に発生するエネルギーの再利用、再生可能エネルギー設備の順次導入を図っています。

最後に、販売面では、臨海部に建設した姫路工場での機関出荷において、環境負荷の少ない海上輸送を可能にし、モーダルシフトを推進しています。

モノづくりにおける社会貢献に加え、社員についても人材の多様化を図り、個人の成長と事業活動の両立を図ってまいります。

今後もサステナブルな企業であり続けるため、ESGを経営の中核に据えた事業運営への展開を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第58期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第59期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第60期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第61期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	60,166百万円	57,270百万円	60,087百万円	56,745百万円
経常利益	3,104百万円	2,576百万円	2,915百万円	1,149百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,095百万円	1,818百万円	1,996百万円	712百万円
1株当たり当期純利益	65円83銭	57円11銭	62円80銭	22円43銭
総資産	80,969百万円	82,512百万円	85,558百万円	80,381百万円
純資産	38,092百万円	39,263百万円	40,645百万円	41,214百万円
1株当たり純資産	1,195円24銭	1,232円01銭	1,276円43銭	1,296円22銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	50百万円	100%	倉庫内管理請負業
ダイハツディーゼル東日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル中日本株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル四国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル西日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ディーエス商事株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の運送取扱
ダイハツディーゼル姫路株式会社	300百万円	100%	内燃機関および同部品の製造
ダイハツディーゼル梅田シテイ株式会社	50百万円	100%	貸事務所業
日本ノズル精機株式会社	42百万円	93.9%	燃料噴射系精密部品の開発・生産・販売
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	S\$2,000,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	STG£ 50,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	US\$100,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	US\$200,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業

(注) 出資比率の()内の数字は間接所有割合(内数)であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

④その他

当社は、1982年1月より、安慶中船柴油機有限公司(中国)および陝西柴油機重工有限公司(中国)に対して内燃機関の一部機種において、技術供与を行っております。

(7) 主要な事業内容

区	分	主要品目
内燃機関部門	(船用・陸用機関関連)	船用ディーゼルエンジン、陸用ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、内燃機関部品
その他の部門	(産業機器・不動産賃貸・売電・精密部品関連等)	アルミホイール、貸事務所業、太陽光発電事業、燃料噴射系装置など

(8) 主要な営業所および工場

①当 社	本 社	大阪市北区	工 場	守山第一工場 (滋賀県守山市)
	支 社	東京都中央区		守山第二工場 (滋賀県守山市)
	支 店	仙台支店 (仙台市)		姫路工場 (兵庫県姫路市)
		名古屋支店 (名古屋市)		
		四国支店 (愛媛県今治市)		
		九州支店 (福岡市)		

②子会社

会 社 名	所 在 地	
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	本社	滋賀県守山市
ダイハツディーゼル東日本株式会社	本社	東京都台東区
ダイハツディーゼル中日本株式会社	本社	広島県福山市
ダイハツディーゼル四国株式会社	本社	愛媛県今治市
ダイハツディーゼル西日本株式会社	本社	福岡県福岡市
ディーエス商事株式会社	本社	大阪市北区
ダイハツディーゼル姫路株式会社	本社	兵庫県姫路市
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	本社	大阪市北区
日本ノズル精機株式会社	本社	埼玉県久喜市
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	本社	シンガポール
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	本社	英国 ロンドン
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	本社	米国 ニューヨーク
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	本社	中国 上海

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,263名	7名増

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
834名	5名増	41.1歳	16.6年

(注) 従業員数は、就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,894
株式会社三井住友銀行	2,370
株式会社りそな銀行	1,262
株式会社滋賀銀行	1,033
株式会社伊予銀行	1,013

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 80,000千株 (1単元:100株)
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 31,850千株 (うち自己株式90,935株)
 (3) 株主数 2,941名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ダイハツ工業株式会社	11,181	35.2
ピーピーエチ ファイデリティ ビューリタン ファイデリティ シリーズ インtrinsic オポエニティズ ファンド	3,184	10.0
積水ハウス株式会社	2,000	6.3
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 0M02 505002	1,304	4.1
PERSING-DIV.OF DLJ SECS. CORP.	756	2.4
株式会社三菱UFJ銀行	740	2.3
株式会社りそな銀行	590	1.9
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	565	1.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	502	1.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	454	1.4

(注) 持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役 (社外取締役を除く)	102,600	7

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	木下茂樹		
取締役社長 (代表取締役)	堀田佳伸	指名・報酬委員会委員長	ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	早田陽一	技術統括副本部長	ディー・ディー・テクニカル(株) 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	浅田英樹	営業統括副本部長、技術提携推進部長、 CS推進事業部長	
取締役 (常務執行役員)	水科隆志	管理統括本部長、経営企画室、 ICT推進室、監査室 担当	ディーエス商事(株) 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	難波伸一	守山事業所長、技術統括本部長、 品質保証室、アルミホイール部 担当	
取締役 (常務執行役員)	佐長利記	営業統括本部長	
取締役	津田多聞	指名・報酬委員会委員	津田公認会計士事務所代表
取締役	小松一雄	指名・報酬委員会委員	
取締役	飴野仁子	指名・報酬委員会委員	
常勤監査役	正田敦己		
監査役	松下範至		ダイハツ企業年金基金理事長
監査役	別所則英		ダイハツ工業(株)常勤監査役

- (注) 1. 取締役 津田多聞氏、小松一雄氏および飴野仁子氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 松下範至氏および別所則英氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 取締役 佐長利記氏および飴野仁子氏は、2020年6月26日開催の第60回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
- (2) 取締役会長 原田猛氏、取締役副社長 合田修氏および取締役 寺岡勇氏は、2020年6月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
4. 2021年2月25日付で取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、同日付で取締役社長 堀田佳伸氏は委員長に、取締役 津田多聞氏、小松一雄氏および飴野仁子氏は委員に、それぞれ就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員報酬等の額またはその算定方法については、役員報酬内規に基づき、当社の業績、経営環境、世間水準等を考慮して適正な水準とすることとしており、株主総会で決定された総額の範囲内において決定しております。

取締役の個人別の報酬については、2021年2月25日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議により個別に決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等の額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。

また、当該報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の当社第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、譲渡制限付株式の割り当てのための金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役報酬額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社においては、上記の役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において審議し、取締役会に答申しております。構成員は、代表取締役1名（取締役社長 堀田佳伸氏）、独立社外取締役3名（津田多聞氏、小松一雄氏、飴野仁子氏）で構成されています。

なお、報酬の具体的決定につきましては、指名・報酬委員会の意見交換および内容確認を行ったうえで、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	213	166	—	46	10
監査役 (社外監査役を除く)	16	16	—	—	1
社外取締役	16	16	—	—	3
社外監査役	—	—	—	—	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議による報酬限度額（会社法第361条第1項第1号）は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額および下記第5項の役員賞与ならびに第6項の役員退職慰労金は含んでおりません。）年額250百万円、監査役年額50百万円であります。
3. 上記の支給人員および報酬等の額には、2020年6月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。なお、事業年度末現在の人数は、取締役10名および監査役3名であります。
4. 当社は2019年6月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、第59回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役3名に対し、226百万円の退職慰労金を支給しております。
5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑤非金銭報酬等の内容

当社の取締役が株主とのより一層の価値共有を図るとともに、企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先名	兼職の内容
社外取締役	津 田 多 聞	津 田 公 認 会 計 士 事 務 所	代表
社外監査役	松 下 範 至	ダ イ ハ ツ 企 業 年 金 基 金	理事長
社外監査役	別 所 則 英	ダ イ ハ ツ 工 業 株 式 会 社	常勤監査役

- (注) 1. 当社と津田公認会計士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。
 2. 当社とダイハツ企業年金基金との間には重要な取引その他の関係はありません。
 3. ダイハツ工業株式会社は、当社のその他の部門「産業機器関連のうち自動車用アルミホイールを同社に供給しており、製品販売等の取引関係にあります。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	津 田 多 聞	当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。 主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において経営に関する高い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。
社外取締役	小 松 一 雄	当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。 主に弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識に基づいて、独立した客観的な立場から、取締役会において議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。
社外取締役	飴 野 仁 子	就任後開催の取締役会に11回中10回(91%)出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。 主に大学教授としての幅広い経験と深い知見に基づき、独立した客観的な立場から、取締役会において議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。
社外監査役	松 下 範 至	当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席、また当期開催の監査役会に15回中14回(93%)出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。 主に企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見から取締役会において審議に参画するとともに、監査体制の強化を推進しております。
社外監査役	別 所 則 英	当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席、また当期開催の監査役会に15回中15回(100%)出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。 主に他の会社の監査役として培った幅広い見識と過去の豊富な経験に基づき、取締役会において審議に参画するとともに、監査体制の強化を推進しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	37百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるアドバイザー業務等を委託し、その対価を支払っております。
4. DAIHATSU DIESEL（EUROPE）LTD.ほか重要な海外子会社は、他の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき調査し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることが妥当かどうか監査役会にて審議いたします。

6. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社ならびに当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは「社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願う」企業理念のもとに、「倫理行動基準」および「倫理行動指針」を制定して企業人として取るべき行動規範を示しており、取締役をはじめ全社員がこれを遵守することにより、健全な内部統制環境の醸成に努めます。
- ②業務執行に当たっては、取締役会のほか、様々な会議体で総合的に検討したうえで意思決定が行われますが、これらの会議体への付議事項は規定により定め、適切に運営します。
- ③法令等の遵守等を目的として設置している「コンプライアンス委員会」の機能を強化、拡充した「内部統制委員会」を設置し、内部統制の整備および監督を進めます。
- ④コンプライアンス意識の向上のため、階層別教育や職場研修を継続的に実施します。
- ⑤法令上疑義のある行為等コンプライアンスに係る問題に関しては、監査部門を通報先とする相談窓口（「DDホットライン」）を設置し、適切に運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書管理規定、機密管理規定等の社内規定に従って、各担当部門が適切に保存および管理を行います。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、安全、環境、品質、財務などのリスクについては、それぞれの担当部門または内部統制委員会および各種委員会が、それぞれの機能におけるリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、必要に応じ規則やガイドラインの制定やマニュアルの作成等を行い、管理します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定すると同時に、各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、全役付取締役により構成する経営会議を定期的に開催し、事業運営に関わる重要事項の意思決定を行います。
- ②将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を策定し、これを具体化するため各事業年度の年度方針と目標を設定します。担当取締役は、各部門方針と目標、権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、推進します。取締役社長は定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ改善を促します。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、関係会社管理に関する担当部署を設置し、関係会社管理規定に基づき、当社グループ会社の内部統制活動の徹底を図ります。
- ②当社は、関係会社管理規定に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社に報告させるものとします。
- ③当社グループ各社に内部統制推進責任者および担当者を置くとともに、内部統制委員会がグループ全体の内部統制を統括、推進する体制とします。
- ④当社の内部監査部門は、定期的に当社グループ会社のリスク管理体制等に対する内部監査を実施します。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき社員はいませんが、監査役会から要求があった場合には、原則として監査部門から人選することとし、監査役は該当者に対し必要な事項を命令することができることとします。また、その命令に関しては、取締役等の指揮命令を受けないものとし、該当者の人事異動および人事考課については監査役と取締役が協議することとします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するとともに、当社および当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。
- ②取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまた随時に、監査役に業務執行状況を報告します。
- ③当社の内部監査部門は、監査役との定期的な連絡会を開催し情報共有を図るとともに、当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
- ②主要な取締役の会議体や内部統制、コンプライアンスに関わる委員会等には、監査役の出席を得ることとします。
- ③監査役による重要書類の閲覧や会計監査人との定期的あるいは随時の会合を通じて、監査の実効性を期します。
- ④当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

7. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役2名が14回中14回、社外取締役1名が就任後11回中10回にそれぞれ出席いたしました。その他、監査役会は15回、経営会議は24回、企業改革推進会議は23回、コンプライアンス委員会は2回開催いたしました。
- ②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,651	流動負債	22,103
現金及び預金	20,327	支払手形及び買掛金	5,373
受取手形及び売掛金	17,970	電子記録入金	4,172
たな卸資産	10,725	短期借入金	6,545
そ の 他 金	1,639	り 一 ス 債 金	441
貸 倒 引 当 金	△11	未 払 法 人 税 等	473
		未 払 費 用	3,271
固定資産	29,730	賞 与 引 当 金	625
有形固定資産	21,925	役 員 賞 与 引 当 金	6
建物及び構築物	9,646	そ の 他	1,193
機械装置及び運搬具	5,914	固定負債	17,063
土地	5,084	長期借入金	6,711
建設仮勘定	387	り 一 借 入 債 金	482
そ の 他	891	退職給付に係る負債	7,225
		退 職 給 付 引 当 金	66
無形固定資産	942	そ の 他	2,578
投資その他の資産	6,862	負債合計	39,167
投資有価証券	2,669	(純資産の部)	
長期貸付金	0	株主資本	41,465
繰延税金資産	3,677	資 本 本 金	2,434
そ の 他 金	570	資 本 剰 余 金	2,171
貸 倒 引 当 金	△55	利 益 剰 余 金	36,901
		自 己 株 式	△42
		その他の包括利益累計額	△298
		その他有価証券評価差額金	247
		為替換算調整勘定	△36
		退職給付に係る調整累計額	△509
		非支配株主持分	47
資産合計	80,381	純資産合計	41,214
		負債及び純資産合計	80,381

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		56,745
売上原価		45,718
売上総利益		11,027
販売費及び一般管理費		10,032
営業利益		994
営業外収益		
受取利息配当金	36	
持分法による投資利益	43	
為替差益	24	
雑益	169	274
営業外費用		
支払利息損	91	
雑損	27	119
経常利益		1,149
特別利益		
固定資産売却益	1	
国庫補助金収入	88	
補助金の収入	97	
その他	13	200
特別損失		
固定資産売却損	17	
投資有価証券評価損	7	24
税金等調整前当期純利益		1,325
法人税、住民税及び事業税	785	
法人税等調整額	△173	612
当期純利益		713
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		712

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	2,434	2,191	36,578	△28	41,175
当期変動額					
剰余金の配当			△477		△477
親会社株主に帰属する当期純利益			712		712
自己株式の取得				△62	△62
自己株式の処分		△4		47	42
自己株式処分差損の 振替		4	△4		
連結子会社と非連結子会 社との合併に伴う変動額		△19	93		73
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△19	323	△14	289
当期末残高	2,434	2,171	36,901	△42	41,465

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 株 支 持 配 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	155	△141	△591	△576	46	40,645
当期変動額						
剰余金の配当						△477
親会社株主に帰属する当期純利益						712
自己株式の取得						△62
自己株式の処分						42
自己株式処分差損の 振替						—
連結子会社と非連結子会 社との合併に伴う変動額						73
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	91	104	82	278	1	279
当期変動額合計	91	104	82	278	1	569
当期末残高	247	△36	△509	△298	47	41,214

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：13社

連結子会社の名称：

ダイハツディーゼル梅田シティ(株)、DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.、

DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.、

DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.、

DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.、

ダイハツディーゼル西日本(株)、ダイハツディーゼル四国(株)、ダイハツディーゼル中日本

(株)、ディーエス商事(株)、ダイハツディーゼル東日本(株)、ダイハツディーゼル部品サービ

ス(株)、ダイハツディーゼル姫路(株)、日本ノズル精機(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称：

ディー・ディー・テクニカル(株)、MDエンジニアリング(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数：1社

持分法を適用した関連会社の名称：

OFFICINE MECCANICHE TORINO S.p.A

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称：

（非連結子会社）ディー・ディー・テクニカル(株)、MDエンジニアリング(株)

（関連会社）DAIHATSU DIESEL ANQING IRONWORKS.CO.,LTD.

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要でないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

(a)満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。

(b)その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの：移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし一部の連結子会社は定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、国内連結子会社の一部は役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

③消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. たな卸資産の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、「たな卸資産」は10,725百万円が計上されており、当社連結総資産の13.3%を占めております。

当連結会計年度において、売上原価として認識されたたな卸資産の評価減の金額は、158百万円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、たな卸資産の貸借対照表価額は主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

主として当該正味売却価額の算出方法は、売却予定額から見積追加製造原価等を控除して計算しており、売却予定額については顧客との過去の同種同型の契約実績に基づく契約見込額、見積追加製造原価等は過去の生産実績に基づく原価見込額に基づいて、算出しております。

また、営業循環過程から外れて滞留しているものについては、過去の回転期間等を考慮して算定した評価減の割合に応じて帳簿価額を引き下げる方法によっております。

正味売却価額の見積りには不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。また、評価減の割合の見積りには不確実性を伴うため、想定と乖離した場合には損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、「繰延税金資産」は3,677百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は3,913百万円）が計上されており、当社連結総資産の4.6%を占めております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異に対して、事業計画に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

事業計画は将来の受注予測に基づく販売計画を基礎としております。将来の受注予測の見積りには不確実性を伴うため、事業計画が変動する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症は一定期間で収束していくとする想定のもと、連結計算書類作成時までに入手可可能な情報に基づき、合理的な金額を見積もって計上しております。

そのため、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、その時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

①建物及び構築物：	521百万円
②機械装置及び運搬具：	11百万円
③土地：	1,577百万円
合 計：	2,109百万円

(2) 担保に係る債務

上記工場財団に係る資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額：46,358百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式：31,850,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

- ①決議：2020年6月26日 定時株主総会
- ②株式の種類：普通株式
- ③配当金の総額：477百万円
- ④1株当たり配当額：15円
- ⑤基準日：2020年3月31日
- ⑥効力発生日：2020年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

- ①決議：2021年6月29日 定時株主総会
- ②株式の種類：普通株式
- ③配当金の総額：476百万円
- ④1株当たり配当額：15円
- ⑤基準日：2021年3月31日
- ⑥効力発生日：2021年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金を予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用についてはその大部分を安全性の高い短期的な銀行預金等で運用しております。また資金調達につきましても、銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

また、売掛金の一部は、輸出に伴う外貨建てのものがあり、その為替変動リスクを軽減するため、一部については先物為替予約によってヘッジしております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式について四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	20,327	20,327	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,970	17,970	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	618	618	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,373)	(5,373)	—
(5) 電子記録債務	(4,172)	(4,172)	—
(6) 短期借入金	(3,220)	(3,220)	—
(7) 長期借入金（一年内返済予定を含む）	(10,036)	(9,907)	(△129)
(8) デリバティブ取引	(—)	(—)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、為替予約の振当処理の対象とされている売掛金は、当該為替予約と一体として処理された額をもって評価しております。

(3) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、ならびに(6) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期借入金（一年内返済予定を含む）
この時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (8) デリバティブ取引
デリバティブの時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7)参照）。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。
- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,051百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル等を有しております。なお、賃貸用オフィスビルの一部については、当社および一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	208	219
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	3,169	6,210

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて、適切な調整を行って算定しております。その他の不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等による金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額： 1,296円22銭
- 1株当たり当期純利益： 22円43銭

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,884	流動負債	25,976
現金及び預金	16,720	支払手形	720
受取手形	1,127	電子記録債権	4,087
売掛金	16,568	買掛金	4,573
仕掛材	10,132	短期借入金	3,220
原前払費用	95	1年以内返済予定の長期借入金	3,307
短期貸付	473	リース負債	428
そ の 他	898	未払法人税等	111
貸倒引当金	871	未払費用	33
	△3	前受り金	3,152
		預賞与	58
		その 他	5,767
固定資産	26,235	固定負債	455
有形固定資産	16,901	長期借入金	59
建物	4,424	長期リース負債	13,477
構築物	1,375	リース負債	6,676
機械装置	5,152	リース負債	442
車両運搬具	237	預り保証金	10
工具器具備品	818	退職給付引当金	6,136
土地	4,507	資産除去債	115
建設仮勘定	385	その 他	96
		負債合計	39,453
		(純資産の部)	
無形固定資産	918	株主資本	33,422
ソフトウェア	904	資本	2,434
その 他	14	資本剰余金	2,150
		資本準備金	2,150
投資その他の資産	8,415	利益剰余金	28,880
投資関係	765	利益準備金	221
長期貸付	3,980	その他利益剰余金	28,658
繰延税金	0	固定資産圧縮積立	191
貸倒引当金	3,434	別途積立	27,390
	242	繰越利益剰余金	1,076
	△8	自己株式	△42
		評価・換算差額等	243
		その他有価証券評価差額金	243
資産合計	73,120	純資産合計	33,666
		負債及び純資産合計	73,120

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	49,409
売上原価	43,598
売上総利益	5,811
販売費及び一般管理費	7,233
営業利益	△1,421
営業外収益	
受取利息配当金	1,738
雑益	181
営業外費用	
支払利息損	91
雑損	21
経常利益	384
特別利益	
固定資産売却益	1
国庫補助金	88
補助金収入	97
その他	13
特別損失	
固定資産売却損	7
投資有価証券評価損	7
税引前当期純利益	569
法人税、住民税及び事業税	69
法人税等調整額	△225
当期純利益	△155
	725

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	2,434	2,150	—	2,150	221	216	0	26,390	1,807	28,636
当期変動額										
剰余金の配当									△477	△477
別途積立金の積立								1,000	△1,000	—
特別償却積立金の 取崩							△0		0	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△24			24	—
当期純利益									725	725
自己株式の取得										
自己株式の処分			△4	△4						—
自己株式処分差損 の振替			4	4					△4	△4
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△24	△0	1,000	△730	243
当期末残高	2,434	2,150	—	2,150	221	191	—	27,390	1,076	28,880

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△28	33,193	154	154	33,348
当期変動額					
剰余金の配当		△477			△477
別途積立金の積立		—			—
特別償却積立金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		725			725
自己株式の取得	△62	△62			△62
自己株式の処分	47	42			42
自己株式処分差損の振替		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			89	89	89
当期変動額合計	△14	229	89	89	318
当期末残高	△42	33,422	243	243	33,666

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ①子会社および関連会社株式：移動平均法に基づく原価法を採用しております。
- ②満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。
- ③その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの：移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 仕掛品の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、「仕掛品」は10,132百万円が計上されており、当社総資産の13.9%を占めております。

当事業年度において、売上原価として認識された仕掛品の評価減の金額は、118百万円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、「繰延税金資産」は3,434百万円が計上されており、当社総資産の4.7%を占めております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

①建	物：	521百万円
②機 械 装	置：	11百万円
③土	地：	1,577百万円
合	計：	2,109百万円

(2) 担保に係る債務

上記工場財団の資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額：35,201百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

- (1) 短期金銭債権：11,509百万円
- (2) 短期金銭債務：6,519百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引高および営業取引以外の取引高

- (1) 売上高：35,837百万円
- (2) 仕入高：5,066百万円
- (3) 営業取引以外の取引高：32百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数
普通株式：90,935株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金の否認等であります。

また、評価性引当額は1,160百万円であります。

なお、繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ダイハツディーゼル 部品サービス(株)	直接 100.0%	グループ内 ファイナンス	資金の預かり (注2) 利息の支払 (注2)	67 0	預り金 —	1,193 —
子会社	ダイハツディーゼル 東日本(株)	直接 100.0%	当社製品の販売 グループ内 ファイナンス	製品の販売 (注1) 資金の預かり (注2) 利息の支払 (注2)	5,902 89 0	売掛金 預り金 —	2,772 905 —
子会社	ダイハツディーゼル 西日本(株)	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	3,265	売掛金	811
子会社	ダイハツディーゼル 四国(株)	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	7,110	売掛金	1,869
子会社	ダイハツディーゼル 中日本(株)	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	4,253	売掛金	1,975
子会社	ダイハツディーゼル 梅田シティ(株)	直接 100.0%	グループ内 ファイナンス	資金の預かり (注2) 利息の支払 (注2)	323 0	預り金 —	1,356 —
子会社	日本ノズル精機(株)	直接 93.9%	資金の援助	資金の貸付 (注3) 利息の受取 (注3)	12 6	短期貸付金 —	898 —
子会社	DAIHATSU DIESEL (EUROPE)LTD.	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	3,870	売掛金	1,000
子会社	DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC)PTE.LTD.	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	3,671	売掛金	944
子会社	DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI)CO.,LTD.	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	5,422	売掛金	551

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

(注2) 各社からの預り金の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 下記の貸付金の利率は、市場金利を勘案して決定しており、期間及び返済方法は次のとおりであります。

なお、担保は受け入れておりません。

・日本ノズル精機(株) 短期貸付金 期間1年・3ヶ月毎元金定額返済

(注4) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	ダイハツメタル(株)	直接 7.67%	材料の購入	材料の購入 (注1)	1,599	電子記録 債務	452
						買掛金	141

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

(注2) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	堀田 佳伸	(被所有) 直接 0.15%	当社 代表取締役社長	自己株式の処分	10	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額： 1,060円05銭
- 1 株当たり当期純利益： 22円86銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝 ㊦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三戸康嗣 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイハツディーゼル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三戸康嗣 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議にオンラインでの型式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン型式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

ダイハツディーゼル株式会社 監査役会

常勤監査役 正 田 敦 己 ㊟

社外監査役 松 下 範 至 ㊟

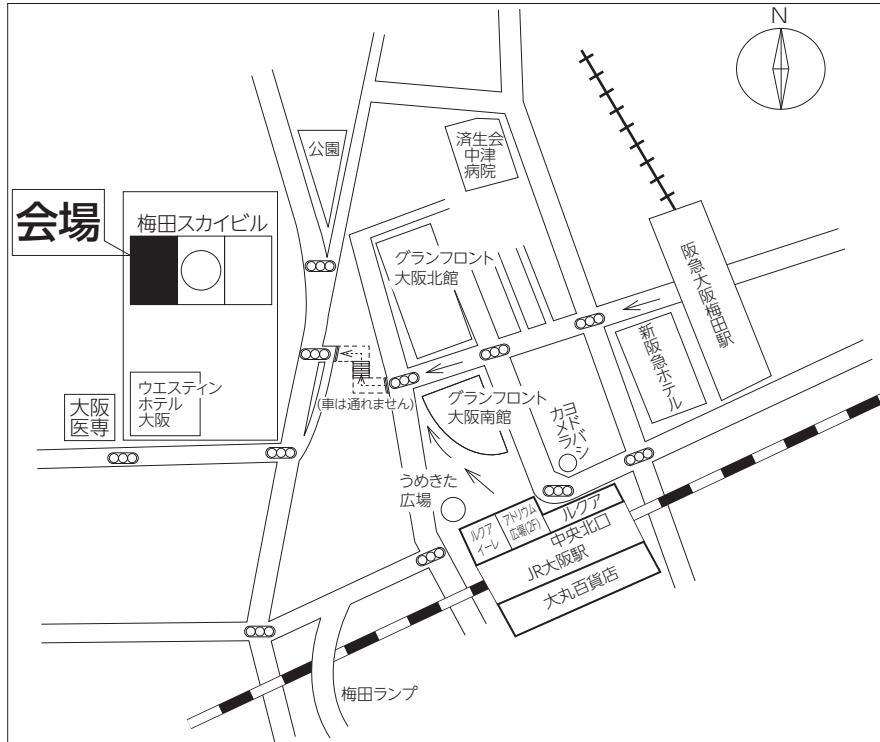
社外監査役 別 所 則 英 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内略図

梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室

JR「大阪駅・中央北口」、阪急「大阪梅田駅」より徒歩15分



※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大および株主様の感染リスク回避のため、本株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。